

熊本県廃棄物処理計画検討委員会設置要項

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づく第5期熊本県廃棄物処理計画について検討を行うため、熊本県環境審議会に熊本県廃棄物処理計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、熊本県環境審議会の委員及び特別委員のうちから会長が指名する者（以下「委員会委員」という。）11名程度で組織する。

2 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員会は、委員会委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の決定は、出席した委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議)

第3条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員会委員に通知するものとする。

2 委員長は議長として、委員会の議事を整理する。

(委員会決定の取扱い)

第4条 委員長は、委員会の決定を審議会で報告するものとする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要項は、令和2年5月11日から施行する。